

平成 27 年 7 月 17 日

恵那市特別職報酬等審議会長 様

恵那市長 可知 義 明

恵那市特別職の報酬等の額について（諮問）

市議会議員の報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の改定の必要について、恵那市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により諮問します。

諮問に関する事務局提案内容

区分	現行	事務局案	
	金額	金額	改定率
市長	800,000 円 (760,000 円)	800,000 円 (760,000 円)	0%
副市長	687,000 円 (670,000 円)	687,000 円 (670,000 円)	0%
教育長	588,000 円	600,000 円	2.04%
議長	404,000 円	404,000 円	0%
副議長	362,000 円	362,000 円	0%
議員	342,000 円	342,000 円	0%
政務調査費	0 円	0 円	0%

*1 市長の給料は、平成26年4月1日から平成28年11月27日まで「800,000円」を「760,000円」に減額している。

*2 副市長の給料は、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで「687,000円」を「670,000円」に減額している。

【市長、副市長、議長、副議長、議員の改定率0%根拠】

- ・職員の給料額について、平成26年度人事院勧告で平成26年4月1日からの給料月額が平均0.3%引き上げられたが、平成27年4月1日からの給料月額が給料の総合的見直しで平均3%引き下げられたこと。(平成30年3月31日までは現給保障)
- ・全国の類似団体(Ⅱ-Iで人口規模が近い団体)との比較で大差が無いこと。また、大半の自治体が据え置きであること。
- ・岐阜県内の自治体において人口規模等から見て若干低いという見方もできるが、市長、副市長が暫定措置として給料の減額をしていること、また大半の自治体が据え置きであること。

【教育長給料月額の引き上げ根拠】

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である教育委員長と事務の総括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、教育行政の第一責任者が教育長であることを明確化するとともに、緊急時に迅速な危機管理体制を図ることができる。適用日は新教育長就任後(現教育長が任期満了まで務めた場合は平成28年12月から適用)。